

海岸通 1 番 2 番地区市街地再開発事業 実現に向け一歩前進！

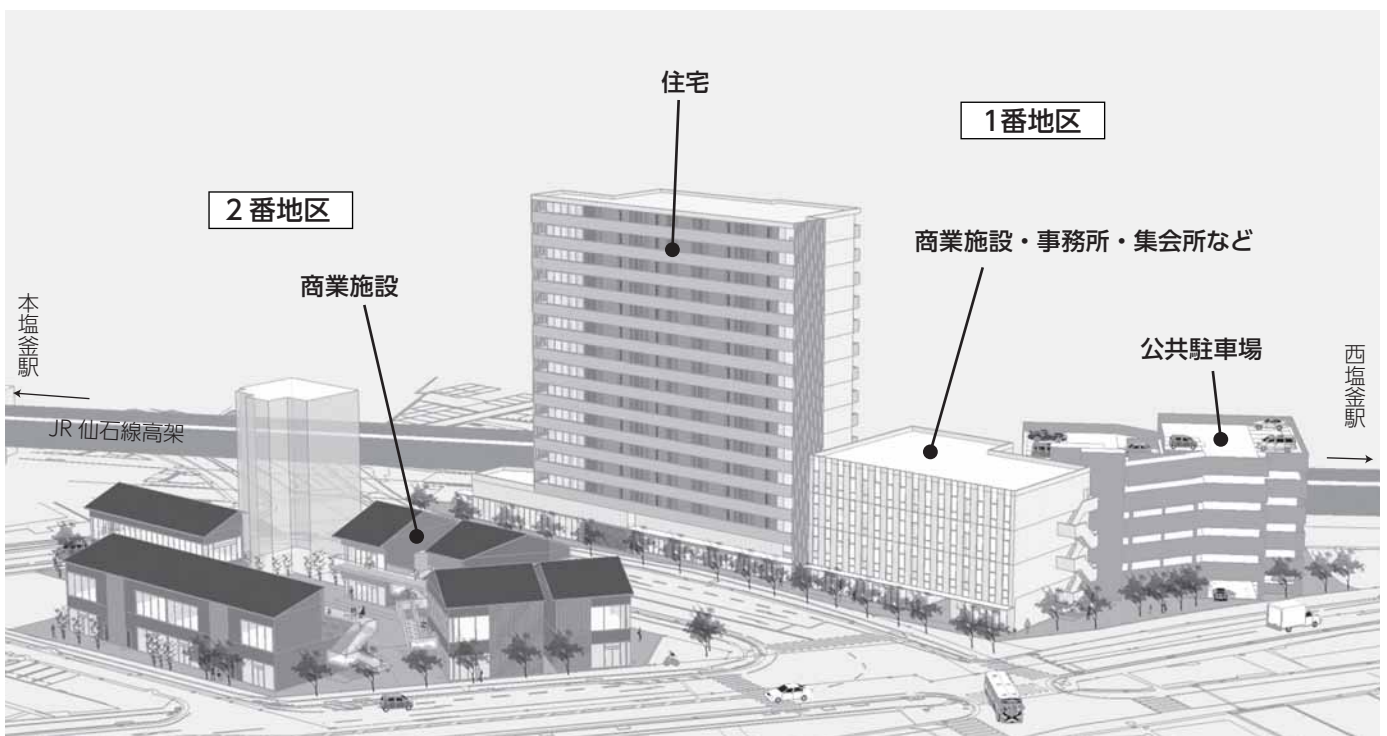
海岸通1番2番地区市街地再開発準備組合では市の中心市街地の再生・復興を図る市街地再開発事業の事業計画案を取りまとめ、県に事業認可と組合設立の申請を行いました。事業認可後、個別の権利をどのように置き換えるかを定める権利変換*計画の認可を経て、年度末の工事着手を目指しています。

施設計画

1番地区(仙石線側の区画)では、高層の住宅と低層部分には生活の利便性を高める商業施設などを誘致し、集会所、公共駐車場など暮らしに役立つ施設やコミュニティ施設を整備し、交流とにぎわいをつくります。2番地区は低層の商業施設を中心に整備し、「食」を表現する塩竈らしいまちづくりを目指します。

=用語解説=

権利変換…市街地再開発事業において、地区内の土地や建物の所有者などの権利を、それぞれの資産価値に応じて、新しくできる再開発ビルの敷地や床の権利に置き換えること。



復興ニュース

子どもたちへのご支援ありがとうございます！

藤倉児童館や公立保育所などに木製品などを寄贈いただきました。

3月24日に藤倉児童館で「感謝の会」を開催し、藤倉保育所の子どもたちが、太鼓の演奏で感謝の気持ちを伝えました。

木製品…宮城中央森林組合様
農林中央金庫様
祇園しだれ桜…植藤造園様
屋外時計…福井県越前市様



▲寄贈者と子どもたちが一緒に記念撮影。子どもたちは大喜びでした。

問 子育て支援課家庭支援係 ☎353-7797

計画概要

施行者 海岸通1番2番地区市街地再開発組合
所在地 塩竈市海岸通2番11号
面積 約1.0ヘクタール
総事業費 約50.5億円(うち国費予定額約16.6億円)
整備内容 建築延べ面積 約12,580平方メートル
住宅戸数 65戸

これまでの歩みと今後の予定

再開発準備組合設立 平成24年10月
組合設立(事業計画認可) 平成27年5月(予定)
権利変換計画認可 平成27年12月(予定)
工事着手 平成28年3月～(予定)

問 海岸通1番2番地区市街地再開発準備組合 ☎361-0261
復興推進課総務係 ☎355-6574



▲広々とした荷さばきエリア。壁一面のシャッターは開閉し、魚や荷物の出し入れを行うことができます。

魚市場に新たな施設が完成しました！

新浜町に建設中の新魚市場のうち、高度衛生管理型荷さばき所B棟が完成し、4月10日に落成記念式典を行いました。

建物は2階建てで、1階部分は荷さばきエリア、管理室、入札室、倉庫、2階には船員休憩室やユニットバスなども備え、4月中旬から供用を開始しています。

現在、荷さばき所A棟、荷さばき所補完施設C棟の工事に着手しており、平成29年9月の完成を目指しています。

☎ 水産振興課水産係 ☎ 364-2222



塩竈市魚市場衛生管理推進委員会
委員長

塩釜地区機船漁業協同組合 次長
岩本 宣幸 さん

新魚市場は高度衛生管理型で、鳥や獣、ほこりなどの侵入を防ぐ設備が整備されています。また、魚の取扱いも今まで以上に衛生管理に特化し、安心・安全な魚を提供することができます。

今回完成したB棟には、今まで以上に充実した船員休憩室が完備されています。塩釜港へ入港した漁船

員の方々にくつろいでいただき、たくさんの魚を水揚げしていただければと思います。

B棟は、主に陸送された冷凍品の選別を行います。A・C棟が完成するまでは市場が手狭なため、船からの水揚げも行います。新魚市場の整備完了までに、B棟で高度衛生管理へのステップを踏んで、安心・安全な魚を皆さんの食卓にお届けできる、より高度な魚市場を目指したいと思います。

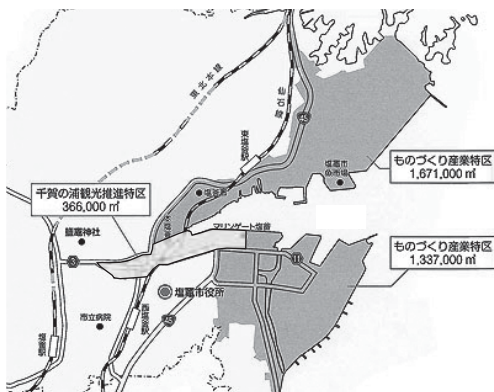
現在工事を進めているA・C棟には、見学施設や地魚直販施設など、市民の皆さんや観光客が訪れることができる施設が計画されています。塩竈の復興のシンボルとして、大勢の方でにぎわうといいですね。

越の浦雨水ポンプ場の工事が始まっています！

越の浦地区の浸水対策として、排水機能を強化するため、越の浦雨水ポンプ場の新設工事を行っています。

電動ポンプ1台とエンジンポンプ2台の計3台を整備し、毎秒約8.5トンの排水能力で、松島湾に排水を行います。完成は平成29年度を予定しています。

☎ 下水道課建設係 ☎ 364-2193



☎ 364-1124
☎ 364-1124
☎ 364-1124
☎ 364-1124
☎ 364-1124

【主な内容】
① 新たに取得した事業用設備などの特別償却または税額控除
② 被災者などの雇用に係る法人税の特別控除（個人事業者の場合は所得税）
詳しくは市ホームページをご覧ください。ただ、お問い合わせください。

「民間投資促進特区（ものづくり産業版）」と「千賀の浦観光推進特区」を設定して3年が経過しました。法人や個人事業者の方は、平成28年3月31日までの間に指定を受け、いずれかのエリアで復興に寄与する事業を行うと、国や地方の税制上の特例が受けられます。

復興特区制度(税制の特例)の申請をお忘れなく！